

# 転入予定確認書

転入予定で施設利用を申し込むにあたり、転入先等については下記のとおりです。

なお、施設利用日の前月末（ただし、月末が市の休日（※）の場合には、その前日（月末前において市役所の住民登録が行われている日））までに転入手続き（住民登録）が完了しないときは、施設利用の内定や、教育・保育給付認定が取り消しになることについて説明を受けています。

※ 市の休日…水戸市の休日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日です。

## 記

1 転入先住所	〒	
電話	— —	
2 住居形態		
① 持ち家	② 賃貸住宅	③ 社宅
④ 父方・母方実家	⑤ その他（	）
3 現在の世帯員以外の同居者の有無（転入後）		
① なし	② あり（ありの場合 続柄	）
4 転入予定日（住民登録予定日）		
年	月	日 予定

長 様

年 月 日

現住所

氏 名

電 話